

令和2年度 第2回高山市環境審議会 議事録要旨

日 時：令和3年3月30日（火）午前10時～11時30分

会 場：高山市役所4階 特別会議室

出席：梶井 正美（★会長 高山市民憲章推進協議会）
河渡 正暁（★副会長 高山市快適環境づくり市民会議）
大森 清孝（学識経験者）
蒲池 謙治（学識経験者）
小林 正直（学識経験者）
今井 哲子（高山商工会議所（女性会））
田中 君代（高山市農業委員会）
寺田 俊明（荘川町まちづくり協議会）
中川 正（高山市森づくり委員会）
今井 久和子（高山生活学校）
田口 章吾（中部電力パワーグリッド（株））
森口 弘樹（濃飛乗合自動車（株））
森島 嘉人（岐阜県飛騨県事務所環境課長） 計13名
欠席：大洞 久（学識経験者）

事務局：副市長	西倉良介
環境政策部	参事 小林一正
環境政策推進課	課長 比良佳久
環境政策推進課環境政策係	担当 山本貴央
生活環境課	課長 松井ゆう子
資源リサイクルセンター	所長 直井哲治
同上 廃棄物対策係	係長 小椋政幸
ごみ処理場建設推進室	係長 佐藤郁央

次第：1 開会（市民憲章朗唱）

2 副市長あいさつ

3 議事

(1) 環境施策の進捗状況について

【資料1】

(2) 地球温暖化対策地域推進計画の見直しについて

【資料2】

4 報告

(1) 新ごみ焼却処理施設の建設について

【資料3】

(2) ごみ減量化推進のための新たな組織の設置について

【資料4】

(3) 荘川町六厩地内における産業廃棄物最終処分場計画について 【資料5】

5 その他

6 閉会

議事録旨：

1 開会

環境政策課長 比良

2 副市長あいさつ

西倉副市長

3 議事

議事進行 梶井会長

(1) 環境施策の進捗状況について

(環境政策推進課 山本) 【資料1】説明

(梶井会長) ただ今の説明に対しまして、ご意見等がありますか。

※特になし。

(2) 地球温暖化対策地域推進計画の見直しについて

(環境政策推進課 山本) 【資料2】説明

(梶井会長) ただ今の説明に対しまして、何かご意見等がありますか。

(小林委員) すでに報道等でご存知の方も多いかと思いますが、3月23日に環境省からゼロカーボンパーク構想の表明がありまして、その取り組みの第一号として中部山岳国立公園の乗鞍高原が指名されました。今後、全34国立公園に広めていくという内容だったかと思います。これに対する地方公共団体の表明で、岐阜県が12月9日の表明、松本市が12月21日の表明と記載されていました。高山市として今後取り組みの表明はありますか。

(比良課長) ただ今のご質問について、まず一点目のゼロカーボンパークについては、23日の報道で乗鞍高原が第一号として登録されたということは承知しております。

ただ、このゼロカーボンパークの話が、これまでに募集があったとか、こういうふうに行うので登録しないかというような案内がなかったということもありまして、現在、環境省へ詳しい内容について問い合わせている最中です。その内容を見たうえで検討させていただきたいと思っております。

それから、ゼロカーボンシティの表明については、現在、地球温暖化対策の地域推進計画の中でも検討していますが、国としては2050年にゼロカーボンということが宣言されております。

高山市としましてもゼロカーボンに向けていきたいと考えております。ただ、国の2050年にこだわることなく、高山市は広大な森林等を持っておりますので、そういったものの整備等も踏まえながら、できるだけ早い時期でのゼロカーボンの目標を盛り込んでいけないかということで、現在検討しているところです。

(小林委員) ありがとうございます。

(蒲池委員) 地球温暖化対策の背景をここで説明させていただこうと思います。地球温暖化が地球に与える影響というのは非常に大きいということで1997年の地球環境サミットで気候変動枠組条約が取り決められました。ただ、条約は概念しか定められていません。

大気中の濃度を一定に保つ、温室効果ガス濃度を一定にするために具体的なルールが必要ということで、まず京都議定書が定められました。

ただし、これには約束期間があり、2020年度までに日本は6%、アメリカは7%、EUは8%まで削減するというルールでした。

2020年以降は、ここに書かれているパリ協定です。パリ協定の目標は産業革命前の世界の平均気温1.5度の上昇に保ちましょうということになっていますが、この産業革命前の世界の平均気温はというと、13.7度でした。

2020年の世界の平均気温は何度なのかというと14.9度で、始まった時点で世界の平均気温は1.2度上がっています。このような状況の中で、国もいろいろな施策を打ってきているというような背景があります。

(比良課長) 補足説明いただいてありがとうございました。

(梶井会長) 他にご意見等がありますか。

※特になし。

4 報告

(1) 新ごみ焼却処理施設の建設について

(佐藤係長) 【資料3】説明

(梶井会長) ただ今の説明に対しまして、ご意見等がありますか。

(大森委員) 私もごみ処理施設建設検討委員会に入っております。お聞きしたいのですが、現在稼働している焼却炉がストーカ炉で、それと同じ方式の新しい設備ができるという

解釈で良いかと思うのですが、現在の施設は新しい焼却施設が完成するまで稼働した後は解体するのですか。

(佐藤係長) 解体します。

(大森委員) それ以上メンテナンスして使える状態で保存することはできないですか。

高山市の人口は減り続けています。合併した当初は10万人弱でしたが、今は8万人代まで減っています。ところが世帯数は増えていてゴミが増えています。ただし、今後ゴミが増え続けるのかといえば、人口が減り続けたら間違いなくゴミも減るはずですが。

ゴミを減らす努力をしようということをやっているわけですが、そうした時に新しいゴミ処理場の最適規模はどのくらいだろうということを考え直す必要があるのではないかという気がします。現在稼働しているものを非常時に稼働できるような態勢で残すことによって、ギリギリの規模にまで縮小できると思います。そういったことを検討だけでいいので、考えておいていただいた方が良くはないかと思います。

また、煙突の高さですが、59mは航空法に引っ掛からないギリギリの高さです。焼却した排ガスは煙突から出ていくわけですが、勝手に出て行くわけではなくてファンで送り出しています。ファンで送り出すことによって、煙突から真っすぐ上に上げようという仕組みになっています。このファンで送り出す強さを調整することで、実際には59mなのですが、強く出すようにすれば、60m、65mの煙突の効果があると、強く送り出すことによって他に拡散しないという効果があるわけです。

全国のゴミ焼却場を見ると、ファンで送り出す強さを調整することで煙突高を稼ぐということを調整してやっているという所は何か所かあります。その辺りの検討が必要なのと、あまり強く送り出すとピーピー音が鳴って周りに迷惑をかけるので、そこまで強くは出せないのですが、ファンで送り出すという手段ともう一つは、煙突の口径を調整することができればファンは一緒でも細くしてあることによって強くなるわけです。

そのように工夫することによって煙突はもっと下げられるのではないかと、59mではなくて50m、45m、そこまでの効果が出せるのかどうか、そういったことを検討してもらえるといいということをおもいますし、皆さんにも共通の認識を持っていただけたらいいと思います。今すぐの答えは結構ですので、検討だけでもしていただければと思います。

(梶井会長) 他に何かありますか。

(小林参事) ただ今の大森委員のご意見に関する考え方を述べさせていただきます。

まず現施設を残しておいて非常時に使えるかというご提案についてですが、通常、ゴミ焼却施設の耐用ですと一般的には30年といわれています。そのために毎年メンテナンスをして性能を保ちながら稼働させるというような形になっています。

今回、新しいゴミ焼却場を造るに当たりまして、いつまで動かせるのかを判断した時に、

現在の焼却炉は昭和 61 年から稼働しており約 40 年になるので、施設全体を含めて令和 2 年度までの 3 年間で延命化工事を 9 億円ぐらいかけてやることによって、令和 8 年度末までは安全が保てるということで、その時期に合わせて新しく建てるという計画でやっております。

大森委員のご意見も非常に良いことかと思うのですが、焼却施設全ての設備は安全を保つために少なくとも年間 1 億円ぐらいをかけて整備をしないと安全に稼働することできないことや、法定点検といってエラー等を公の施設、公の機関で点検を実施する等メンテナンスのこともありますので、新しい施設ができた際には解体して、その跡地を有効利用していくというような考えを持っているところです。

また、新しい施設につきましては、人口が減ってごみがどうなるかというような予測を出来るだけ正確に行って考えていきたいと思っておりますが、現在のところは 95t という想定で造らせていただきたいと思います。

また、ごみの増減に合わせて、焼却の施設 2 炉体制で行い、日数の調整等でやっていくというような考え方で進めているところです。

煙突につきましても、ご指摘の通り、速度を速くすると見かけの高さが高くなるので拡散の濃度が薄くなるということは技術的には正しいと思っております。ただし、細くて速度が速いと笛吹現象というような音が鳴るので、だいたい 15m か 25m ぐらいの速度で笛吹現象が鳴らない程度で煙突の高さを決めていく計算をした中で、高さや景観、構造とかコストに見合った形で総合的な判断を行います。

先週の委員会の中では飛騨高山は景観も大事ではないかというご意見がありまして、基準値を絞るものですから景観を配慮して低くても大丈夫のではないかと、影響が少ないのではというようなご意見もいただきました。

大森委員が言われたことを検討しながら進めてまいりたいと思っております。

(大森委員) ありがとうございます。

(梶井会長) 建設はいつからですか。

(小林参事) 予定としましては、令和 5 年から 7 年の 3 年間で工事を行い、8 年度の当初に稼働したいと考えております。

(梶井会長) わかりました。他にご意見等がありますか。

※特になし。

(2) ごみ減量化推進のための新たな組織の設置について

(松井課長) 【資料 4】説明

(梶井会長) 市民会議を専門部会として設置するというので、専門部会のメンバーは 24 名ということですね。その 24 名は地域代表のメンバーですか、募集して行うメンバーだけということですか。

(松井課長) 市民会議は随時入会募集をしていますし、いろいろな方を想定して市民会議の組織としてということでした。しかし、想定していた方でも市民会議に入会してない方もみえましたので、これを機に入会していただき専門家に加わっていただくということにしております。

(梶井会長) 他にご意見等がありますか。

※特になし。

(松井課長) 資料 5 をご覧ください。7 月 29 日に開催された環境審議会において、寺田委員から説明させていただきましたが、その経過を含めて、寺田委員よりご報告いただきます。

(寺田委員) 7 月にそれまでの流れについてお話をさせていただきましたので、その後についてお話しします。事業者から正式に岐阜県へ提出までされておりませんが、対策委員会として活動しましたので、そのご報告をさせていただきます皆さんのご意見を伺いたいと思います。

【資料 5】説明

(松井課長) 資料を 3 枚お配りしております。1 枚目に今の申請場所の地図、2 枚目に岐阜県の産業廃棄物の設置に関する手続きの条例に関するフロー図、3 枚目に林地開発申請に係るフロー図です。

まず、現在どのような状況かということで、2 枚目の岐阜県のフロー図を見ていただきますと、一番左側が事業者の欄になっていて、この①で事業計画書の提出というのがあります。これが令和元年 10 月 31 日に岐阜県へ計画書を出され、その後岐阜県から約 270 項目の是正の指示が出ているところです。

その後、事業者と岐阜県とでやりとりがあることは聞いておりますが、実際にその補正された計画書が出されたというようなことは聞いていない状況で、岐阜県の手続きとしてはこの①の状態ということなんです。

そして、これは岐阜県が許可権者ということになるので、高山市が直接手を出せる場所ではありませんが、もう一つ 3 枚目の林地開発許可手続きフロー表がありますが、先ほどの寺田委員が最後に水質調査されていると言われましたけれども、山を開発しますと雨が降った時に水が大量に流れてくることになりますので、そういったものが流れ出る一番狭い部分を選定する必要があり、その排水した水は普通河川の六厩川の方へ流

れるので、この六厩川の管理が高山市ということで、荘川支所が窓口となって、事業者と一番狭いところはどこかと選定する協議をしているところです。

その協議が令和元年の5月に協議書が荘川支所として出されてから、高山市から補正事項を指示し事業者から回答が来るのですが、満足な回答が得られず、そのやりとりが今まで続いているというような状況です。

今後は、高山市が求めている回答等については、この林地開発の許可の手続きの中で解決していかなければならないということもあり、それをまた岐阜県での許可になるということなので、その辺を含めて岐阜県へも話しながら、情報を共有して進めたいと考えています。

(森島委員) ただ今説明されたとおりで、岐阜県としましては、2枚目の縦長の①事業者から計画書の提出があり、今は②の事業計画書の審査を、岐阜県庁の担当官の方での確かつ慎重に審議を行っているところです。

その中で、事業計画書の是正の指示ということで、約270項目について指示をさせていただいて、それに対する対応という形で、②番と④番、こちらの状況が続いているということでご理解をお願いします。

それから、林地開発が3番目にありますが、こちらは飛騨農林事務所の担当ということで所管は異なるわけですが、当然その申請内容に齟齬があってはいけませんので、手続き内容を踏まえつつ審査の方を進めていくという形です。

(梶井会長) ただ今の説明に対しまして、ご意見等がありますか。

(大森委員) 産廃処理計画の地図で見ると随分広い面積がありますが、岐阜県の条例では5haを超える事業は環境アセスメントを入れなければならないと思いますが、対象になりますか。

(松井課長) 対象になります。

(大森委員) そうであれば、そうとう丁寧なアセスメントが必要かと思います。動植物を全て調査しなければなりません。前回の委員会でも言いましたが、例えば高山から荘川まで3つの峠があり、六厩というのは、高山から2つの峠を越えた場所になります。ここは東海北陸自動車道が通っていますが、松ノ木峠だけ峠越えをしています。松ノ木峠はトンネルで抜く予定だった場所ですが、他の断層がここまで延びていて、ボーリング調査で非常に酸性度の強い地下水が出たため、トンネルのコンクリートがもたないということで峠越えに切り替えた場所です。松ノ木峠を下りてすぐの場所が建設予定地になるということは、地下水が酸性である可能性が非常に高いです。

環境アセスメントはその地域の特性に応じて行っていかなければならない調査なの

で、もしここで行うのであればボーリング調査は絶対必要です。断層がどの位置を通っているのか確認し、断層の真上とその両脇と3本のボーリング調査が最低限必要だと思います。

飛騨地域の場合は非常に動植物の種類が多い場所が多くて、例えば私は高山国道事務所の委員会で環境アセスメントを担当しており、石浦バイパスで石浦町の山鳥の調査をやっています。中部縦貫自動車道で平湯インターに繋ぐということで、平湯地域内の環境アセスメントもやっています。両方の動植物の数を比べた場合、平湯地域の方が圧倒的に種類も多いだろうという認識でいたのですが、石浦町の動植物の数は平湯地域に匹敵する数が出ています。

そのような状況から考えると、この建設予定地は非常に自然度が高い場所なので、レッドリストに引っ掛かるような動植物が出てくると思います。

環境アセスメントを行いきちんと評価をしないと、型通りやったから良いというのでは困る場所なので、しっかりとした対応をお願いします。

それから根本的な考え方で、この場所は庄川という川の源流域です。源流域にこのような施設を造って汚染水が流れたら、流域全部が汚染されます。対処のしようがありません。このため、こういう施設は河川流域の最下流部に造るべきものであって、源流域へもってくるのはナンセンスだと思います。

(松井課長) 大森委員が言われたことは貴重な意見なので、高山市から働きかける機会がありましたら、提言したいと考えております。

(寺田委員) 大森委員の意見は非常に参考になりますし、力強い発言をありがとうございました。水質に関しては白川村も非常に心配をしています。白川村から下流域に7つの漁業組合あるのですが、その全体会合がありその場で組合長へこの話をしたら何も知りませんでした。

一番上流域でこのような施設ができると河川全域に影響するため、漁業組合や関係者とも協力し、また、高山市長からも南砺市長や白川村長へ協力を要請していただければ非常にありがたいと思います。

(梶井会長) 地元では一所懸命に対応してみえますが、いつまで続くのですか。

(寺田委員) 分からないというのが本音です。岐阜県に出されて273項目を全てクリアできるのかどうかということが第一の問題にはなりますし、そこがクリアになったとしても、先ほどありました隣接地の山の開発に関しては、もっと厳しい規制をしていただければと思っていますので、そういうもので事業者が諦めていただけるのがベストです。逆に言うと、それしかないと思います。そういう働きかけも上手くできればいいとは思いますが、対策委員会としては、業者とは直接交渉しないというスタンスです。

(梶井会長) 他にご意見等がありますか。

※特になし。

5 その他

※特になし。

6 閉会

環境政策部参事 小林